平成２３年（フ）第１６１８０号
東京都品川区大井７丁目26―17　坂本方
債務者　寺山　光輝
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１８１号
埼玉県志木市中宗岡２丁目９―39
債務者　小杉　一浩
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１８２号
神奈川県藤沢市下土棚1792―１　コーポ土棚４―415
債務者　齊藤　美保
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１８３号
神奈川県茅ヶ崎市室田２丁目19―13―203
債務者　藤沼　弘行
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１８４号
東京都国分寺市北町４丁目９―29
債務者　尾崎　　愛
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１８５号
神奈川県川崎市高津区末長1568―３―201
債務者　鎌田　　梓（旧姓森）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１８６号
神奈川県鎌倉市常盤145
債務者　今野　正信
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１８７号
東京都葛飾区東水元６丁目５―18　ヒカリレジデンスＡ202
債務者　佐藤　尚子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１８９号
千葉県船橋市丸山４丁目30―16
債務者　島村　和子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１９１号
千葉県船橋市丸山４丁目30―16
債務者　島村　裕子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２００号
東京都大田区大森東５丁目７－９―204
債務者　深井　英一
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２０１号
東京都渋谷区代々木４丁目10―11―401
債務者　東條　英子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２０２号
東京都清瀬市松山１丁目13―14　サウサリート21―102
債務者　目迫　郁美
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２０５号
東京都府中市晴見町１丁目28　府中晴見町１丁目第２アパート１―102
債務者　上野サルバシオンこと　ウエノ　サルバシオン　ディロス　サントス
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２１４号
東京都江東区潮見１丁目29―23　さざなみ苑
債務者　柴田　正雄
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部